

一定規模（3,000m²）以上の土地の形質の変更時には、土壤汚染対策法に基づく届出が必要です。

H23.4 改訂

第1 要点

土壤汚染の状況を幅広く把握することなどを目的として、土壤汚染対策法により、3,000m²以上の土地の形質の変更を行う場合には、形質の変更に着手する日の30日前までに県知事（徳島市内の場合は徳島市長）への届出が必要です。

該当しそうな工事等がある場合には、事前に御相談ください。

※届出対象となる「土地の形質の変更」については裏面をご覧ください。

第2 届出について

1 届出義務者

土地の形質の変更をしようとする者です。

○ **土地の形質の変更をしようとする者**：その施工に関する計画の内容を決定する者で、例示としては次に掲げる者です。

- ① 土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者の関係では、「開発業者」
- ② 工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には「発注者」

2 添付書類

(1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

※土地の形質の変更が行われる範囲を掘削部分と盛土部分に区別して表示すること。

(2) 形質変更の実施についての土地所有者等の同意書

※届出者が形質変更をしようとする土地の所有者でない場合に必要

(3) 形質変更に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し

(4) 形質変更に係る土地に関する自己申告書 [別紙様式に記入]

(5) 土地の地歴調査、土壤汚染状況調査を実施している場合はその結果

3 提出部数

1部

4 提出期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前

○ **土地の形質の変更に着手する日**：土地の形質の変更に実際に着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

5 提出先

徳島県県民環境部環境総局環境管理課（徳島市万代町1丁目1番地 TEL:088-621-2332）

※ 徳島市の場合は、徳島市環境保全課（徳島市幸町2丁目5番地 TEL:088-621-5213）

第3 補足説明

1 届出対象となる「土地の形質の変更」とは

土地の形状を変更する行為全般をいいます。

注1：掘削と盛土の別を問いません。

注2：土地の面積は、掘削と盛土を足した面積です。

※他の土地から土砂の移動がある場合は、一体の事業と見なされ合計されます。

注3：掘削が無く盛土のみの場合は、届出は必要ありません。

2 「届出の対象とならない行為」とは

(1) 次の全てに該当する場合

- ① 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出ししない。
- ② 土地の形質の変更に伴う土壌の飛散又は流出が生じない。
- ③ 土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が、全て50センチメートル未満。
※一部が50センチメートル以上の場合は、50センチメートル未満の部分も含めて届出の対象となります。

(2) 農業を営むために通常行われる行為であって、土壌の搬出を行わない場合

- 通常行われる行為：農地等において、農業者によって日常的に反復継続して行われる行為（耕起、収穫等）のことです。
ただし、土地改良法に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視出来るものは、届出の対象となります。

(3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌の搬出を行わない場合

一般の道路、林道、農道等の整備は、届出の対象となります。

(4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更の場合

(5) 非常災害のために必要な応急措置として行われる場合

届出された土地が、カドミウムや鉛などの特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、土地の所有者等に対し、土壌の汚染状況調査の実施とその結果報告を命ずることがあります。

- 調査命令を受けた土地の所有者等は、環境大臣の指定を受けた指定調査機関に依頼し、土壌汚染状況調査を実施する必要があります。
- その結果を県（又は徳島市）に報告し、県（又は徳島市）から指示があるまでは、土地の形質の変更は行わないでください。